

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」（案）
に対する意見

該当箇所	意見
<p>第1章 放送の将来像</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取りまとめには、▽放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、▽更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などと記載されました。こうした議論は民放事業・民放経営の根幹にかかわるものであり、その将来にきわめて大きな影響を及ぼす可能性がありますので、結論を急がず、精緻な議論を尽くすべきです。 本検討会第30回会合（10月22日開催）において指摘があったとおり、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化、プロミネンス、視聴データ活用環境整備などを、まとめて議論することは有意義であり、民放事業者も議論を深めたいと考えます。検討の再開に当たっては、ローカル局のコンテンツにも留意して広く民放事業者の意見を汲み上げ、丁寧な審議を行っていただくことを要望します。
<p>第2章 小規模中継局等の ブロードバンド等による代替</p> <p>2. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、民放連をはじめ放送事業者の要望を踏まえたものであり、賛成します。本取りまとめの提言を基に、社会実装に向けた検討がさらに進むことを期待します。
<p>3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能な場合の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> IPユニキャストによる代替の実現に当たり、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことは重要なプロセスです。 このプロセスについて、本検討会およびBB代替作業チームにおいて、三友座長、伊東座長代理をはじめ多くの構成員から、総務省の役割に期待する旨の見解が示されており、本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。民放連も、住民理解のプロセスにおいて総務省の協力、支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。
<p>6. 今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図表2-7「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する工程（イメージ）」に示されたとおり、総務省、放送事業者、代替手段の提供主体

	<p>の3者は、緊密な連携のもとで短期間に多くの作業を進める必要があり、権利処理に関する調整などIPユニキャスト固有の課題もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省の事業として「代替支援」はきわめて重要です。総務省は放送事業者の意見や要望を踏まえ、総合的な調整等を行うとともに、代替支援を適時適切に展開するよう求めます。
<p>第3章 ラジオ放送における経営の選択肢 1. AM局の運用休止に係る特例措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取りまとめ案に記載されたとおり、民放AM放送のうち13社34局が「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けています。今後、社会的影響を最小限にしながら、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置を講じ、より多くの希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことがきわめて重要です。 したがって総務省に対し、特例措置の適用期間を再度設けることを求めます。 そのうえで、「自治体等との丁寧な調整を前提として、(中略)世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛成します。
<p>2. FM転換及びAM局廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▽95.0MHz z 超の周波数帯をFM放送用の周波数として既存のFM放送事業者も含めて使用できるようにする、▽制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とする——との提言は、いずれも民放事業者の要望等を踏まえた適切な内容であり、賛成します。
<p>3. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民放連は本検討会第29回会合(8月19日開催)のヒアリングにおいて、「ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。 「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、上記の要望を踏まえたものと受け止めており、これを歓迎します。今後、民放ラジオ各社の意見や個別の事情等を丁寧に汲み上げたうえで、さらに具体化を図っていただくよう要望します。 あわせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」について、ラジオ各社はしっかりと認識し、リスナーに対する責務を果たしてきたものと自負しております。ラジオの経営環境は厳しさを増していますが、ラジオ各社の経営体力に見合う形で、引き続き使命を果たしていく所存です。
<p>別添2 3. 具体的対応策 (5) NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取りまとめは、「放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民間放送事業者の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指す」と提言し、あわせて、既存プラットフォームとの関係性や事業運営方法への留意、現地プラットフォームの活用も考えるべきとしています。 民放連は、プラットフォームという言葉は、さまざまな機能を含む概念と受け止めておりますが、狭い意味での配信プラットフォームについては、▽誰が運営し、そのコストをどう回収するか、▽民放個社の海外展開との棲み分け、

<p>のインターネット配信プラットフォームの構築</p>	<p>▽一定量のコンテンツを揃えるハードル、▽権利処理のハードル——など、多くの課題があります。</p>
<p>別添3 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策 (1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方</p>	<p>【人材育成の取組への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作のみならず、流通を支えるビジネスプロデューサーの育成が欠かせません。完パケ番組を販売するだけでなく、企業とのタイアップやロケツーリズムの誘致などを企画する、戦略的な思考を持った人材が求められています。 人材育成の取組みへの国の支援は後者も視野に入れ、意欲ある若手を選抜して欧米やアジアのテレビ局、制作スタジオ、ディストリビューターなどに派遣し、世界水準のコンテンツ制作とコンテンツビジネスを“肌で感じて学び、人脈を形成する”機会（留学生や研修団の派遣）を提供したり、語学力を高める研修機会を提供したりするなど、多様で重層的な施策を要望します。
<p>(2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方</p>	<p>【放送を含むコンテンツ産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「放送が社会的役割を今後も維持し、健全に発展していくためには、放送事業者の経営基盤の強化が必要」であり、「グローバルに我が国の魅力ある放送コンテンツを制作・流通し続けることがこれまで以上に重要となるため、海外市場への展開は避けて通れない」との認識に賛同します。しかし海外市場は欧米やアジアの圧倒的な力を持つプレイヤーがしのぎを削る弱肉強食の世界であり、キー局といえども挑戦者の立場です。 リスクを取って海外市場に挑戦する放送事業者を支援することはその経営基盤強化の一角を担い、ひいては放送の社会的役割の維持に繋がります。コンテンツは国の基幹産業であるとの認識のもとコンテンツIPの強化を図るため、①海外展開を目的に含むコンテンツ制作（海外の事業者との共同制作、地元企業や自治体等と連携したコンテンツ制作など）への出資・助成、②従来の手法にとられない資金調達の支援（政府関係金融機関等の低利融資、債務保証やコンテンツの完成保証制度）、③税制上の優遇措置（コンテンツ投資促進税制）、④日本のコンテンツと海外に自社製品やサービスを輸出する日本企業とのマッチングなど、放送を含むコンテンツ産業の振興策を政府全体で議論し、ゲームチェンジを起こす政策が実現することを期待しています。なお、国がいずれの支援策を講じるにしてもコンテンツ制作に関わる表現の自由を堅持することが不可欠なのは、論を俟ちません。 <p>【高機能設備の利用・導入への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作力向上のみならず、流通させるために必要な実務（他言語字幕の付与、AIを活用した業務のDX化、過去作品のデジタル化など）の効率化が欠かせません。国の支援は後者も視野に入れ、AIを活用した翻訳・字幕付与システムや業務DX化のためのシステムなどの利用・導入を幅広く支援対象に含めるよう要望します。 個別の放送事業者だけでは取り組みづらい特定の言語、国や地域に絞ったローカライズの支援も効果的だと考えます。

	<p>【国際見本市等への出展支援の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際見本市はプロモーションのみならず、商談の機会として大変重要な位置付けにあります。そのため引き続き国として出展支援を実施することは、極めて適切であると考えます。国際見本市への出展は新規顧客（海外の放送事業者、配信事業者、ディストリビューターなど）を開拓し、完パケ番組の販売に留まらないコンテンツビジネス（フォーマット権やリメイク権、共同制作、イベント、グッズ販売など）の広がりを実現するために欠かせません。しかし昨今の円安・物価高によって必要経費が驚くほど高騰しており、特に人的リソースと予算に制約のあるローカル局は、海外市場に挑戦したくても二の足を踏まざるを得ない状況です。 挑戦する放送事業者の背中を押すため、総務省が主体となって海外見本市にパビリオンを出展し、放送事業者の必要経費（出展料、装飾費、旅費など）の助成や来場する海外バイヤーとのマッチングサービスを拡充するなど、従前の支援策を抜本的に強化することを要望します。さらに日本のコンテンツに需要があるものの、個別の放送事業者だけでは取り組みづらい国や地域（南米、アフリカ、中東など）における戦略的な商談機会の創出を期待しています。 <p>【海外市場の情報把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ドラマやバラエティ番組を通常編成で制作していないローカル局は既存コンテンツ（地域向け情報ワイド番組、旅番組、教養番組など）を活かした海外展開のためのコンテンツ制作に取り組んでいます。これをビジネスとして成立させるためにはさまざまな可能性に挑戦し、イノベーションを起こさなければなりません。そのためには、ローカル局のコンテンツに対する海外の事業者のニーズを的確に把握することが必要です。米国を中心にFAST (Free Ad-supported Streaming TV) が広がるなど、コンテンツの海外市場は常に変化が激しいことを踏まえ、海外の事業者のニーズや現地のマーケットに関する調査をタイムリーに実施することを要望します。
<p>別添4 3. 各検討項目に係る議論・検討等 (1) 衛星放送に係るインフラコストの低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 衛星放送に係るインフラコストの低減のため、▽ハード事業者が衛星を共同で調達し打ち上げる、▽新衛星には左旋中継器を搭載しない、▽2029年度後半の共同衛星打ち上げを目標とする、▽共同管制・運用のあり方はさらに検討を進める——との方針は、いずれも衛星民放事業者の将来のトランスポンダ費用の低減につながることを期待されるため、歓迎します。
<p>(2) 地上波代替における衛星放送の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 衛星放送による地上波代替の可能性について、技術的課題やコスト、視聴者の受容性などを検証するための実証事業を実施することは適切です。
<p>(4) 右旋帯域の有効利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2K-HEVC方式の制度整備が行われるとしても、方式の選択肢を増やすものであり、衛星放送WG第10回会合（8月5日開催）において伊東主査が整理されたとおり、新方式への移行については別儀であることを明確にすべきです。